

2013 年 3 月 26 日
みずほコーポレート銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー部

—国家税務総局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第 256 号)

国家税務総局、 オンライン発票の管理弁法を公布 ～2013 年 4 月 1 日から施行開始～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家税務総局は、普通発票の管理強化と国家税収収入の保障を目的として、オンライン発票の発行および使用を規範化するため、2013 年 2 月 25 日付で『オンライン発票管理弁法』（国家税務総局令第 30 号）を公布しました。

オンライン発票については、2010 年 12 月 20 日に改正、2011 年 2 月 1 日より施行された『中華人民共和国発票管理弁法』（中華人民共和国国務院令第 587 号）の第 23 条において、「国家はオンライン発票管理システムを利用して発票を発行することを推進し、具体的な管理弁法は国務院税務主管部門が制定する」と規定されていました。本弁法は、2012 年 7 月 13 日に公布された『オンライン発票管理弁法』（意見募集稿）を経て、オンライン発票の定義、オンライン発票の発行受領に関する手続、税務機関の責任、インターネット故障における対処、違法行為への処置等について規定したものです。

従来の紙製発票の使用に際しては、発票の購入、検証、認証、税金の写し申告等のために、納税者が何度か税務機関へ足を運ぶ必要がありましたが、オンライン発票の導入により、これらの手続の軽減とコスト削減が実現されると同時に、より迅速な手続が可能になると考えられています。

また、近年急速に発展してきたネット販売への対応策として、オンライン発票を導入し、個人のネット販売者を管理範囲に取り込むことで、税収管理をより強化する狙いがあるとの見方もあります。

2009 年 9 月 30 日付で『全国普通発票における発票種類の簡素化統合・デザイン統一業務の実施方案』（国税発〔2009〕142 号）が公布されてから、発票種類の簡素化統合とデザイン統一の一環として、一部の税務機関がオンライン発票の試行を実施しており、発行された発票確認の迅速性、違法行為の防止、税源の管理コントロール、税務関連手続におけるコスト削減等の面で効果が得られたとの報道もあり、オンライン発票の導入が進むことで、発票に係る手続軽減とコスト削減、発票の統一管理の強化が期待されています。

本弁法は、2013 年 4 月 1 日より施行されます。

◆ オンライン発票の定義

本弁法では、オンライン発票について、以下の通り規定しています。

『オンライン発票管理弁法』第3条

国家税務総局の統一標準に合致し、かつ国家税務総局および省、自治区、直轄市の国家税務局、地方税務局が公布するオンライン発票管理システムを通じて発行する発票

◆ 本弁法の適用範囲

発票を発行する単位および個人が、中国国内（境内）でオンライン発票管理システムを使用し、以下の手続等をする際、本弁法を適用します。

なお、変更が生じた場合、もしくは税務登記を抹消する場合、変更および税務登記抹消と同時に、オンライン発票管理システムのユーザー変更、抹消手続を行い、かつ未使用発票を返納する必要があります。

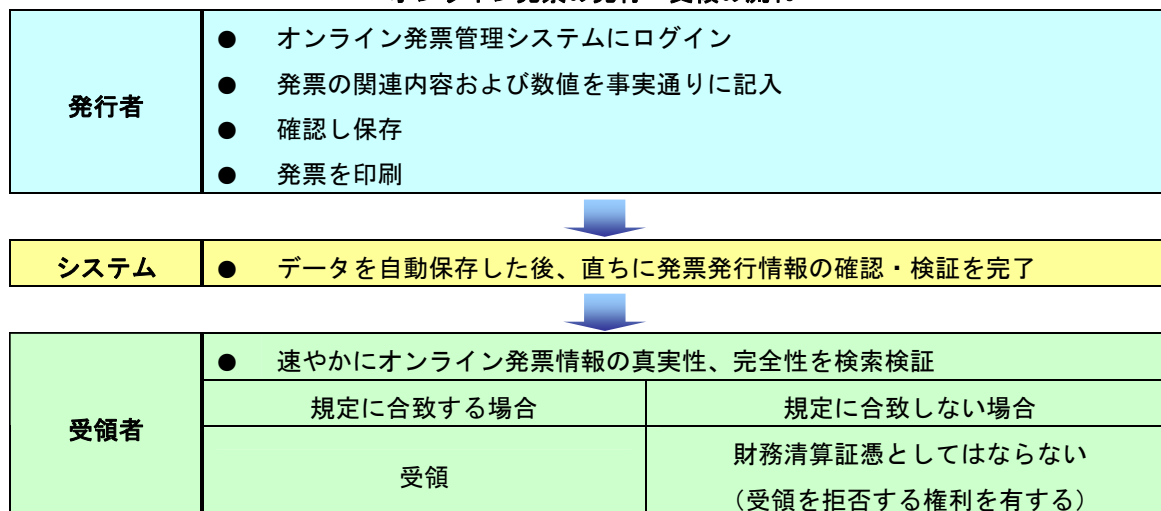
【オンライン発票管理弁法の適用範囲】

- | | |
|----------------------|------|
| ✓ オンライン発票管理システムの開設登記 | ✓ 転送 |
| ✓ オンライン発票受領手続 | ✓ 検証 |
| ✓ オンライン発行 | ✓ 返納 |

◆ オンライン発票の発行および受領

オンライン発票管理システムにおけるオンライン発票の発行から受領までの流れは、以下の通りです。また、赤字発票の発行、発行したオンライン発票の廃棄についても、もとのオンライン発票の全部の綴りを回収した上、オンライン発票管理システムで処理を行う必要があります。

オンライン発票の発行・受領の流れ



◆ インターネット故障における対処

インターネットに故障が発生し、発票をオンラインで発行することができない場合、オフラインで発行することができるかと規定されています。ただし、発票を発行した後、発票発行情報を変更してはならず、48 時間以内に発票発行情報をアップロードしなければなりませんので、注意が必要です。

◆ 違法行為への処置

単位および個人は、必ず事実通りにオンライン発票をオンラインで発行しなければならず、オンライン発票の又貸し、譲渡、虚偽発行等の違法行為は禁止されており、本弁法の規定に違反した場合、『中華人民共和国発票管理弁法』の関連規定に照らして処罰されます。

＊

本通達の詳細につきましては、以下にございます日本語仮訳、および 7 ページにございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

【 みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 山口江梨 】

(日本語仮訳)

国家税務総局
国家税務総局令第 30 号
『オンライン発票管理弁法』

『オンライン発票管理弁法』は、2013 年 1 月 25 日に国家税務総局第 1 次局務会議において審議通過し、ここに公布し、2013 年 4 月 1 日より施行する。

国家税務総局局長：肖捷

2013 年 2 月 25 日

オンライン発票管理弁法

第一条 普通発票の管理を強化し、国家税収収入を保障し、オンライン発票の発行および使用を規範化するため、『中華人民共和国発票管理弁法』の規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 中華人民共和国国内（境内）でオンライン発票管理システムを使用し、発票を発行する単位および個人が、オンライン発票管理システムの開設登記、オンライン発票受領手続、オンライン発行、転送、検証および返納等の事項を手続する際、本弁法を適用する。

第三条 本弁法でいうオンライン発票とは、国家税務総局の統一標準に合致し、かつ国家税務総局および省、自治区、直轄市の国家税務局、地方税務局が公布するオンライン発票管理システムを通じて発行する発票を指す。

国家はオンライン発票管理システムを使用して発票を発行することを積極的に推進する。

第四条 税務機関は、オンライン発票の管理を強化し、オンライン発票の安全、唯一、利便を確保し、かつ素早いオンライン発票情報検索ルートを提供しなければならない。オンライン発票データ分析の活用により、税務管理の情報水準を高めなければならない。

第五条 税務機関は、発票を発行する単位および個人の経営状況に基づき、それがオンラインで発行するオンライン発票の種類、業界分類、発行限度額等の内容を査定しなければならない。

発票を発行する単位および個人がオンライン発票の査定内容を変更する必要がある場合、税務機関に書面申請を提出し、税務機関の確認を経て、変更することができるものとする。

第六条 発票を発行する単位および個人がオンライン発票を発行する場合、オンライン発票管理システムにログインし、事実通りに発票の関連内容および数値の記入を完了し、確認し保存した後、発票を印刷しなければならない。

発票を発行する単位および個人がオンラインで発行するオンライン発票は、システム上で、データを自動保存した後、直ちに発票発行情報の確認、検証を完了する。

第七条 単位および個人がオンライン発票を取得する時、速やかにオンライン発票情報の真実性、完全性を検索検証しなければならない。規定に合致しない発票については、財務清算証憑としてはならず、いかなる単位および個人も受領を拒否する権利を有する。

第八条 発票を発行する単位および個人が赤字発票を発行する必要がある場合、必ずもとのオンライン発票の全部の綴りを回収、もしくは発票受領者が発行する有効証明を取得し、オンライン発票管理システムを通じて、金額を負数とする赤字オンライン発票を発行しなければならない。

第九条 発票を発行する単位および個人が、発行したオンライン発票を廃棄する場合、もとのオンライン発票の全部の綴りを回収し、“廃棄”と明記し、かつオンライン発票管理システムで発票廃棄処理を行わなければならない。

第十条 発票を発行する単位および個人は、変更もしくは税務登記抹消を手續すると同時に、オンライン発票管理システムのユーザー変更、抹消手續を行い、かつ未使用発票を返納しなければならない。

第十一条 税務機関は発票管理の需要に基づき、国家税務総局の規定に照らして、その他の単位に、オンライン発票管理システム上でのオンライン発票の代理発行を委託することができる。

税務機関は、発票の代理発行を受託する単位と合意を締結し、代理発行するオンライン発票の種類、対象、内容および関連責任等の内容を明確にしなければならない。

第十二条 発票を発行する単位および個人は、必ず事実通りにオンライン発票をオンラインで発行しなければならない。オンライン発票を利用して、又貸し、譲渡、虚偽発行およびその他の違法活動を行ってはならない。

第十三条 発票を発行する単位および個人は、オンラインで故障が発生し、発票をオンラインで発行することができない時、発票をオフラインで発行することができる。

発票を発行した後、発票発行情報を変更してはならず、かつ 48 時間以内に発票発行情報をアップロードしなければならない。

第十四条 発票を発行する単位および個人が本弁法の規定に違反した場合、『中華人民共和国発票管理弁法』の関連規定に照らして処理する。

第十五条 省以上の税務機関は、オンライン発票の電子情報について正確な形成、正しい保存、検索検証、安全唯一等の条件を確保しているという状況の下、電子発票を試行することができる。

第十六条 本弁法は、2013 年 4 月 1 日から施行する。

送付：各省、自治区、直轄市および計画単列市国家税務局、地方税務局。

(中国語原文)

国家税务总局
国家税务总局令第 30 号
《网络发票管理办法》

《网络发票管理办法》已经 2013 年 1 月 25 日国家税务总局第 1 次局务会议审议通过，现予公布，自 2013 年 4 月 1 日起施行。

国家税务总局局长：肖捷

2013 年 2 月 25 日

网络发票管理办法

第一条 为加强普通发票管理，保障国家税收收入，规范网络发票的开具和使用，根据《中华人民共和国发票管理办法》规定，制定本办法。

第二条 在中华人民共和国境内使用网络发票管理系统开具发票的单位和个人办理网络发票管理系统的开户登记、网上领取发票手续、在线开具、传输、查验和缴销等事项，适用本办法。

第三条 本办法所称网络发票是指符合国家税务总局统一标准并通过国家税务总局及省、自治区、直辖市国家税务局、地方税务局公布的网络发票管理系统开具的发票。

国家积极推广使用网络发票管理系统开具发票。

第四条 税务机关应加强网络发票的管理，确保网络发票的安全、唯一、便利，并提供便捷的网络发票信息查询渠道；应通过应用网络发票数据分析，提高信息管税水平。

第五条 税务机关应根据开具发票的单位和个人的经营情况，核定其在线开具网络发票的种类、行业类别、开票限额等内容。

开具发票的单位和个人需要变更网络发票核定内容的，可向税务机关提出书面申请，经税务机关确认，予以变更。

第六条 开具发票的单位和个人开具网络发票应登录网络发票管理系统，如实完整填写发票的相关内容 & 数据，确认保存后打印发票。

开具发票的单位和个人在线开具的网络发票，经系统自动保存数据后即完成开票信息的确认、查验。

- 第七条** 单位和个人取得网络发票时，应及时查询验证网络发票信息的真实性、完整性，对不符合规定的发票，不得作为财务报销凭证，任何单位和个人有权拒收。
- 第八条** 开具发票的单位和个人需要开具红字发票的，必须收回原网络发票全部联次或取得受票方出具的有效证明，通过网络发票管理系统开具金额为负数的红字网络发票。
- 第九条** 开具发票的单位和个人作废开具的网络发票，应收回原网络发票全部联次，注明“作废”，并在网络发票管理系统中进行发票作废处理。
- 第十条** 开具发票的单位和个人应当在办理变更或者注销税务登记的同时，办理网络发票管理系统的用户变更、注销手续并缴销空白发票。
- 第十一条** 税务机关根据发票管理的需要，可以按照国家税务总局的规定委托其他单位通过网络发票管理系统代开网络发票。
- 税务机关应当与受托代开发票的单位签订协议，明确代开网络发票的种类、对象、内容和相关责任等内容。
- 第十二条** 开具发票的单位和个人必须如实在线开具网络发票，不得利用网络发票进行转借、转让、虚开发票及其他违法活动。
- 第十三条** 开具发票的单位和个人在网络出现故障，无法在线开具发票时，可离线开具发票。
- 开具发票后，不得改动开票信息，并于 48 小时内上传开票信息。
- 第十四条** 开具发票的单位和个人违反本办法规定的，按照《中华人民共和国发票管理办法》有关规定处理。
- 第十五条** 省以上税务机关在确保网络发票电子信息正确生成、可靠存储、查询验证、安全唯一等条件的情况下，可以试行电子发票。
- 第十六条** 本办法自 2013 年 4 月 1 日起施行。

分送：各省、自治区、直辖市和计划单列市国家税务局，地方税务局。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。